

【ドイツ】外国の職業資格を承認する法律

海外立法情報課・渡辺 富久子

* 外国で取得した職業資格の確認及び承認を改善する法律が、一部を除き2012年4月1日から施行される。同法は、専門的な労働力が少子高齢化により不足するのを補うために、職業資格を有する移民を労働市場に積極的に取り込む目的で制定された。

法律の制定とその背景

ドイツでは、職業資格の相互承認に関する EU 指令（2005/36/EC）を受けて、2007 年以降、EU 域内の職業資格の相互承認を行うための法令の改正が行われてきた。この EU 指令は、規制職業（reglementierte Berufe）を対象としている。規制職業とは、その職業活動が法令による特定の職業資格に基づいて行われなければならないもので、医師、弁護士等がある。

職業訓練法及び手工業法に基づいて企業（実践）と職業学校（理論）の両方で職業訓練が行われる（デュアル・システム）約 350 の非規制職業（nicht reglementierte Berufe）については、これまで、EU を含め外国の職業資格の相互承認の制度がなかった。非規制職業には、金属工、大工等がある。

そのため、外国で取得した職業資格の確認及び承認を改善する法律が制定され、規制職業の資格審査が EU 域外の第三国の資格にも広がることになり、非規制職業の外国の資格についても相互承認の制度が定められた。尚、教師、エンジニア、保育士等の州法に基づく規制職業については、別途、州法により類似の制度が導入される。

法律の概要

外国で取得した職業資格の確認及び承認を改善する法律は、移民の法的な職業資格承認審査請求権及び国内の統一的な職業資格承認審査手続を定めている。同法により、職業資格の同等性の確認に関する法律（以下「職業資格確認法」）が新たに制定され、連邦医師法やドイツ裁判官法等、個々の規制職業について定める約 60 の法令が改正された。職業資格確認法は、外国の職業資格と国内の職業資格との同等性（Gleichwertigkeit）を評価するための一般的な基準及びその手続を定めている。規制職業については、個々の法令で同様の基準や手続が定められ、個々の法令で別段の定めがない限りにおいて、職業資格確認法が適用される。よって、職業資格確認法第 9 条～第 13 条に規制職業の場合の手続が定められているが、規制職業においては、個別法が優先され、職業資格確認法は二義的となる。

非規制職業の職業資格の承認審査手続は、次のとおりである。職業資格の承認機関は、申請に基づいて、外国の職業資格と相当する国内の職業資格を比較し、実質的な相違がなければ外国の職業資格を承認する。実質的な相違がある場合とは、外国の職

業資格により認められる知識、資質及び技能が、その内容及び訓練期間に鑑みて、国内の職業資格のそれと異なり、その相違が当該職業にとって重要であり、かつ、申請者がその相違を他の資格や職業経験によって補うことができない場合である（職業資格確認法第4条）。承認機関は、書類の受理後3か月以内に、同等性を認めるかどうかを決定する（同第6条）。同等性が確認されない場合には、承認機関は、国内の職業教育と比較して不足する事項を教示する（同第7条）。職業資格の承認審査は、各職業を管轄する会議所が行う（同第8条）。

また、ドイツ各地において手続に関する相談窓口が設けられ、連邦移民難民庁には、無料のホットラインが開設される。

さらに、今回の法改正により、従来、多くの職業資格において承認要件の一つであった「ドイツ国籍を有する者」が削除され、今後は国籍ではなく資格の内容による審査が行われることになった。

よって、この法律による受益者は、①外国で職業資格を取得した移民、②外国で職業資格を取得したドイツ人、③幼少時から二重国籍の下にドイツにいるが、成人時にドイツ国籍ではなく外国籍を選択した移民のうちドイツの職業資格を有するものであり、連邦政府は約30万人が該当すると推定している。

法律の論点

連邦議会と連邦参議院の法案審議においては、特に次の二点が指摘された。第一に、相談窓口について今回の法律では定められておらず、よって相談体制の整備が義務付けられていないことである。手続の不明点に関する問い合わせは多いと予想されるが、それに対応する体制が不備であること、州によって相談体制に差が出るおそれがあることが指摘された。シャヴァン連邦教育研究大臣は、ホットラインを開設することを強調し、社会法典第3編—雇用促進—第29条（相談の提供）及び第30条（職業相談）の規定による一般的な相談業務の範囲内で行うことを回答した。

第二に、外国で取得した資格をドイツ国内の資格と比較した結果、内容等に不足があり承認されなかった場合、その不足を補う支援措置、特に金銭的な支援が必要であるという指摘である。連邦教育研究大臣は、この点についても、社会法典第3編に基づいて雇用エージェンシー（公共職業安定所）が行う措置で対応し、その実績から雇用促進のための予算では足りないことが判明した場合に、法律改正等により対応するつもりである旨を回答した。

参考文献

- Gesetz zur Verbesserung der Feststellung und Anerkennung im Ausland erworbener Berufsqualifikationen vom 6. Dezember 2011 (BGBl. I S.2515).
- Deutscher Bundestag, *Plenarprotokoll*, 17/118, S. 13746–13753.
- Bundesrat, *Plenarprotokoll*, 889, S. 507–512.